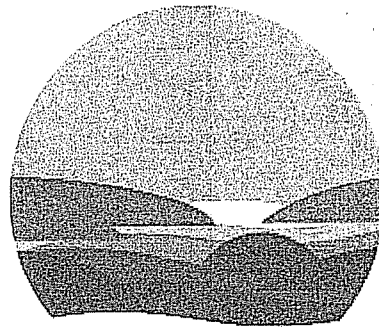


瀬戸内海国立公園（岡山県地域）

管 理 計 画 書

（案）



瀬戸内海国立公園
SINCE 1934

平成19年2月

中国四国地方環境事務所

目 次

1	管理計画区の概況	
	(1) 瀬戸内海国立公園の概況	… 1
	(2) 管理計画区（岡山県地域）の概況	… 2
	(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域指定及び計画の経緯	… 3
2	瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の管理の基本方針	… 4
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び 適正な公園利用の推進に関する事項	
	(1) 管理計画区の設定	… 7
	(2) 各地区に共通する保全・整備方針	… 10
	(3) 各地区の保全・整備方針	
	① 日生諸島地区	… 11
	② 牛窓地区	… 15
	③ 金甲山・貝殻山地区	… 19
	④ 出崎地区	… 21
	⑤ 十禅寺山地区	… 23
	⑥ 王子ヶ岳地区	… 24
	⑦ 渋川地区	… 25
	⑧ 由加山地区	… 27
	⑨ 鷲羽山地区	… 28
	⑩ 笠岡地区	… 32
	⑪ 笠岡諸島地区	… 34
4	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
	(1) 許可、届出等取扱方針	… 38
	(2) 公園事業取扱方針	… 42
	(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧	… 46
5	その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項	
	(1) 利用者の指導に関する事項	… 47
	(2) 地域の美化修景に関する事項	… 48
	(3) 各種団体との連携に関する事項	… 50
	(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項	… 51
	(5) その他事項	… 52

別紙 1	国指定鹿久居島鳥獣保護区 更新計画書	… 53
別紙 2	渋川海水浴場運営協議会施設対策委員会議事録（抜粋）	… 56
別紙 3	笠岡市カブトガニ保護条例	… 57
別紙 4	国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準	… 58
別紙 5	瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋 立て取扱い上の留意事項	… 61
別紙 6	瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	… 63
別紙 7	王子ヶ岳渋川集団施設地区宿舎事業の取扱方針 ①王子ヶ岳渋川集団施設地区（王子ヶ岳地区）宿舎事業 の取扱方針 ②王子ヶ岳渋川集団施設地区（渋川地区）宿舎事業の取 扱方針	… 64
別紙 8	修景緑化樹種一覧	… 66
別紙 9	関係法令等一覧	… 68
参考 1	管理計画の趣旨	… 69
参考 2	指定植物一覧	… 71
参考 3	許認可申請書進達ルート	… 73
参考 4	検討会名簿と検討経緯	… 74
別 添	瀬戸内海国立公園（岡山県地域）展望地カルテ	… 75

1 管理計画区の概況

(1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡^{きたん}、鳴門^{なると}、関門^{かんもん}及び豊予^{ほうよ}の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸^{びさんせと}地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を併せた陸域面積も、66,934ha（平成17年3月末現在）にわたり、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県におよぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象（視対象）としてだけでなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

1 管理計画区の概況

(1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた海域を指し、本土各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあつて極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を併せた陸域面積も、66,934ha(平成17年3月末現在)にわたり、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の11府県におよぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして地域住民の一部都市圏への集中と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を味わったり、本土から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れを楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本土から見る対象(視対象)としてだけでなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

(2) 管理計画区（岡山県地域）の概況

岡山県地域は、瀬戸内海に面する展望の優れた鷲羽山、王子ヶ岳、金甲山、夕立受山、御嶽山などの標高 200 m～400 m 程度の丘陵と、備讃瀬戸に代表される内海に浮かぶ多数の島嶼並びに海域から構成される。

古くから開かれた地域のため人為の影響が強く、その植生は、大部分はアカマツ、クロマツ、アベマキ、コナラなどの二次植生となっている。動物では、スナメリや日生諸島最大の鹿久居島におけるアオサギの集団繁殖地、笠岡湾のカブトガニが特筆される。

鷲羽山や王子ヶ岳などからの内海多島海景観の展望、渋川海岸や出崎海岸、白石島での海水浴・海釣りなどの海洋レクリエーション、ドライブなどの利用を中心に、利用者数は年間約 371 万人（平成 16 年度）となっている。

当該地域は、昭和 9 年 3 月 16 日に、備讃瀬戸地域などが指定された後、昭和 25 年 5 月 18 日に日生諸島など、昭和 31 年 5 月 1 日に貝殻山、金甲山地域を編入し、ほぼ現在の区域が定まった。

さらに、平成 15 年 8 月 20 日には銚島、坊子島、住吉島を編入した。

当該地域も他の瀬戸内海国立公園同様、昭和 30 年代に始まる水島工業団地等のコンビナートの出現、漁港・港湾の近代化、農業用地確保を目的とした児島湾・笠岡湾の大規模な干拓等海浜景観の変化、そして地域住民の都市圏への集中、離島の過疎・高齢化といった経済的・社会的変化が人文景観への著しい影響を与えてきた。

また、昭和末期から平成初期のいわゆるバブル期の産物である巨大な公共投資による施設整備やリゾート開発が瀬戸内海の風致景観や人文景観へ影響を与えてきたが、ここ数年の経済活動の停滞から金属、造船といった製造業の不況のあおりを受け、多くのリゾートに代わって笠岡諸島などでは体験型観光が行われるようになってきており、国立公園の保護と適正な利用の両立が益々重要となってきている。

(3) 瀬戸内海国立公園岡山県地域指定及び計画の経緯

① 公園区域

- 昭和 9年 3月 16日 ^{わしゅうざん} 鷲羽山、笠岡諸島等の区域指定
- 昭和 25年 5月 18日 ^{ひなせ} 日生諸島、^{かぶらさき} 蕪崎、^{ゆがさん} 渋川、^{つうせんえん} 由加山、^{りゅうおうざん} 通仙園、^{よりしま} 龍王山、^{おおさばな} 寄島、青佐鼻、^{みたけさん} 御嶽山等の区域指定
- 昭和 31年 5月 1日 ^{ゆうだちうげやま} 夕立受山、^{きんこうざん} 金甲山、^{かいがらやま} 貝殻山等の区域指定
- 昭和 57年 2月 17日 ^{おうじがたけ} 王子ヶ岳の一部等の区域の変更
- 平成 元年 7月 12日 再検討による区域の変更
- 平成 15年 8月 15日 点検による区域の変更

② 規制計画

- 昭和 13年 12月 17日 特別地域指定
- 昭和 32年 10月 23日 特別地域指定
- 昭和 57年 2月 17日 特別地域の区域の変更
- 平成 元年 7月 12日 再検討による地種区分変更
- 平成 15年 8月 15日 点検による地種区分の変更

③ 施設計画

ア 集団施設地区

- 昭和 26年 5月 8日 ^{しもついで} 王子ヶ岳及び下津井集団施設地区一般計画決定
- 昭和 32年 10月 23日 ^{でさき} 出崎集団施設地区一般計画決定及び王子ヶ岳集団施設地区を拡張して
王子ヶ岳渋川集団施設地区に変更
- 昭和 42年 8月 15日 王子ヶ岳渋川集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定
- 平成 元年 7月 12日 再検討による下津井集団施設地区及び出崎集団施設地区の削除

イ 単独施設等

- 昭和 15年 1月 11日 道路、埠頭、棧橋の計画決定
- 昭和 26年 5月 8日 道路、単独施設、埠頭、棧橋の計画決定
- 昭和 32年 10月 23日 道路、単独施設、棧橋の計画決定
- 昭和 36年 4月 4日 道路、園地の計画決定
- 昭和 45年 4月 11日 園地の計画決定
- 昭和 48年 4月 7日 宿舎、園地の計画決定
- 平成 元年 7月 12日 再検討による変更
- 平成 15年 8月 15日 点検による変更